

門真市民文化会館大規模改修工事基本設計



目次

1. 改修の目的と方針	01	4. 電気設備計画	34	7. 舞台機構計画	59
1-1. 改修の目的と方針	01	4-1. 基本コンセプト	34	7-1. 基本方針	59
1-2. 改修イメージパース	02	4-2. 適用基準	34		
		4-3. 工事区分	34		
2. 全体改修計画	05	4-4. 電気設備計画	35	8. 舞台照明計画	60
2-1. 平面計画	05	4-5. 非常/業務放送設備	36	8-1. 基本方針(1)	60
2-2. 各室計画	10	4-6. 自動火災報知設備	37	8-2. 基本方針(2)	61
2-3. 色彩計画	15	4-7. 照明器具	38		
2-4. サイン計画	16				
2-5. ホール内装計画	20	5. 給排水衛生設備計画	49	9. 舞台音響計画	62
2-6. バリアフリー計画	22	5-1. 基本コンセプト	49	9-1. 電気音響設備基本コンセプト (大ホール)	62
2-7. エレベーター計画	25	5-2. 適応基準	49	9-2. 電気音響設備基本コンセプト (小ホール)	64
2-8. 防災機能計画	27	5-3. 工事区分	49	9-3. 適応基準	65
2-9. 外構計画	30	5-4. 給排水衛生設備計画	50	9-4. 電気音響設備 システムブロック図 (大ホール)	66
				9-5. 電気音響設備 システムブロック図 (小ホール)	67
3. ホール天井の耐震化計画	31	6. 空気調和設備計画	52	9-6. 電気音響設備 機器配置図 (B2F)	68
3-1. 天井の耐震化工法の検討	31	6-1. 基本コンセプト	52	9-7. 電気音響設備 機器配置図 (B1F)	69
3-2. 基本方針	33	6-2. 適応基準	52	9-8. 電気音響設備 機器配置図 (1F)	70
3-3. 構造概要	33	6-3. 工事区分	52	9-9. 電気音響設備 機器配置図 (2F)	71
3-4. 補強概要	33	6-4. 空気調和設備計画	53	9-10. 電気音響設備 機器配置図 (3F)	72
3-5. 使用材料	33			9-11. 電気音響設備 機器配置図 (R1F)	73
				9-12. 電気音響設備 断面配置図 (大ホール)	74
				9-13. 電気音響設備 断面配置図 (小ホール)	75
				9-14. 建築音響基本コンセプト	76

1. 改修の目的と方針

1-1. 改修の目的と方針

門真市の文化芸術活動の拠点であるルミエールホールは竣工から24年が経過しました。その機能は文化芸術鑑賞のためだけではなく、市民文化芸術活動の発表の場、文化団体の交流の場としてなど多岐に渡っています。そして、本市は指定管理者と連携し、ルミエールホールを拠点として文化芸術振興のための様々な活動を支援し、多くの市民が文化芸術に触れられる機会と自主的に活動できる機会を設けています。それらの活動を今後も継続的に支援し育成していくために、ルミエールホールは改修工事を実施します。

大ホールと小ホール、そしてエントランスホールの天井は、地震の揺れによる落下を防止するため補強を行います。開館以来使い続けてきた空調機器は取替えを行います。老朽化した舞台設備も改修します。そして、全ての市民が、気軽に文化芸術に触れられる機会を増やすためにバリアフリー改修を行います。バリアを取り除くだけではなく、大ホールでは車椅子用のスペースをより鑑賞しやすい位置に移動させます。誰もが使いやすい施設にするために、ユニバーサルデザインの観点からサイン等の案内表示をより見やすく改修します。

門真市文化芸術振興条例の基本理念にある「市民が等しく、身近に文化芸術に触れ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備」のために、ルミエールホールは安全・安心で誰もが使いやすい施設に生まれ変わります。



1-2. 改修イメージパース





ルミエールホール

エントランスホール改修イメージパース
門真市民文化会館大規模改修工事基本設計 03



2. 全体改修計画

2-1. 平面計画

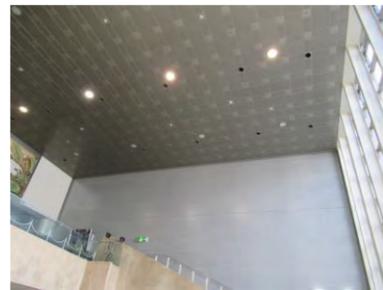
■施設概要

施設名	: 門真市民文化会館（ルミエールホール）
所在地	: 大阪府門真市末広町29番1号
施設用途	: 市民文化会館
敷地面積	: 7,290.55㎡
建築面積	: 4,370.19㎡
延床面積	: 1,1784.51㎡
構造	: 鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
階数	: 地下2階 地上3階 塔屋1階
竣工年月	: 平成5年（1993）年2月

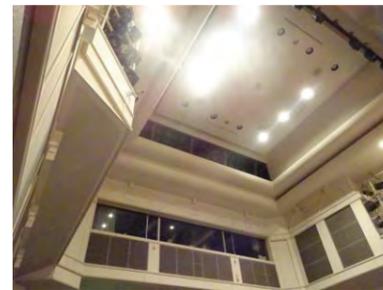
■改修箇所の現況



大ホール 天井耐震改修



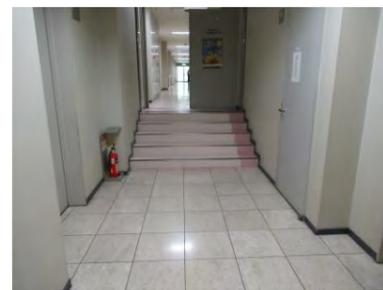
エントランスホール 天井耐震改修



小ホール 天井耐震改修



エレベーター耐震改修



楽屋廊下階段 スロープ設置



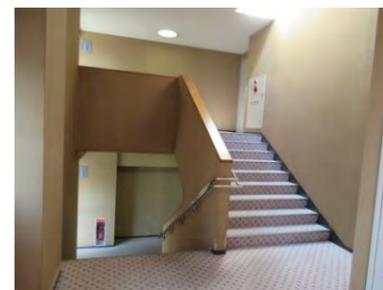
サイン改修



ホール客用トイレ改修



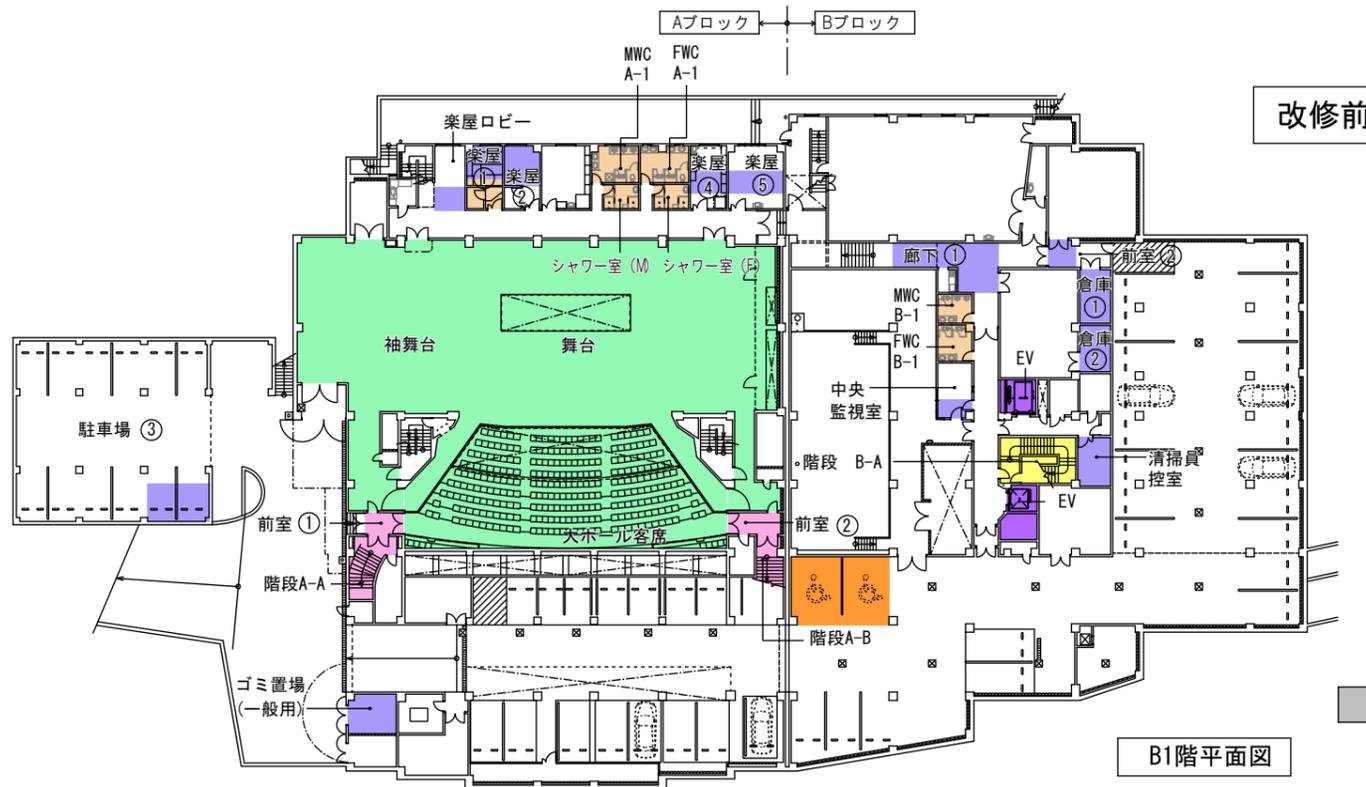
トイレ大便器 洋式便器に改修



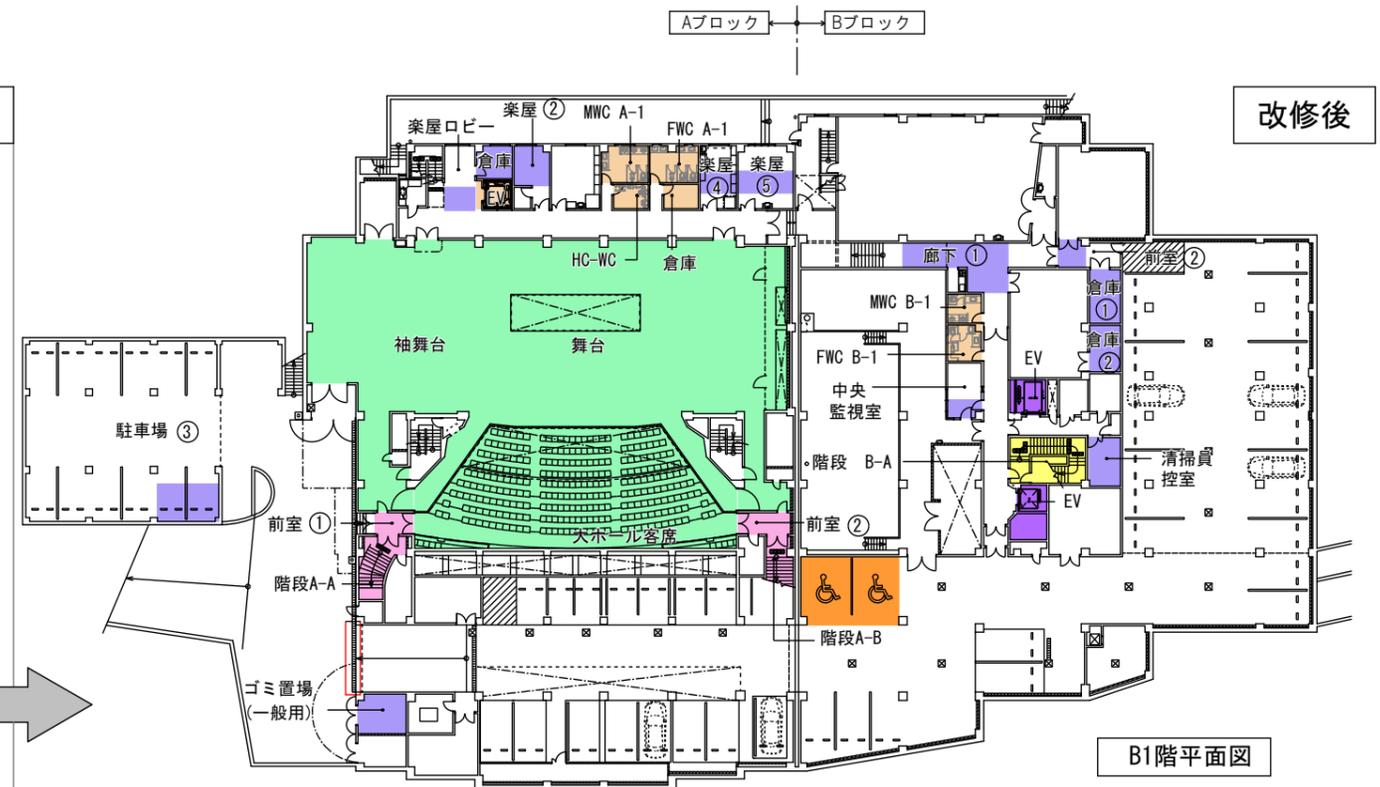
階段 視覚障がい者誘導用ブロック設置

■主な改修箇所

- 1) 舞台設備更新工事
・老朽化した舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備の更新及び改修を行う。
- 2) 天井耐震改修工事
・大ホール客席天井
特定天井に該当するため、建築基準法を満たす耐震性を確保した準構造化天井へ改修する。
・エントランスホール天井
特定天井に該当するため、建築基準法を満たす耐震性を確保した準構造化天井へ改修する。
・小ホール客席天井
特定天井には該当しないが、不特定多数の利用があるホールであり特定天井と同等の耐震性が求められるため、耐震性を確保した準構造化天井へ改修する。
- 3) 建築の経年劣化等改修工事
・エレベーター
客用エレベーターを現行法に適合したエレベーターへ更新する。
・駐輪場建物の塗装塗替
- 4) 設備の経年劣化等改修工事
・老朽化した空調設備等の設備機器を更新する。
・照明器具のLED化を行う。
- 5) バリアフリー改修工事
・スロープ改修
車椅子移動動線を確保するため、1階楽屋廊下の階段と1階守衛室側出入口の階段をスロープに改修する。
・エレベーター新設
1階楽屋と地下1階楽屋を連絡する車椅子対応のエレベーターを新設し、大ホール舞台までの車椅子移動動線を確保する。
・トイレ改修
トイレの和式便器を洋式便器へ改修する。
・手摺・視覚障がい者誘導用ブロック設置
バリアフリー法に適用するように手摺や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を行う。
- 6) 利便性・機能性・快適性の改善工事
・客席内装
大ホールと小ホールのホワイエの老朽化しているカーペットを更新する。
・客席椅子
天井耐震改修工事に伴い撤去する必要がある大ホールの客席椅子を更新する。また、老朽化した小ホールの客席椅子を改修する。
・舞台床
大ホールと小ホールの舞台床の改修及び更新を実施する。
・サイン
ユニバーサルデザインの観点から、誰にでも分かりやすいサインに改修する。



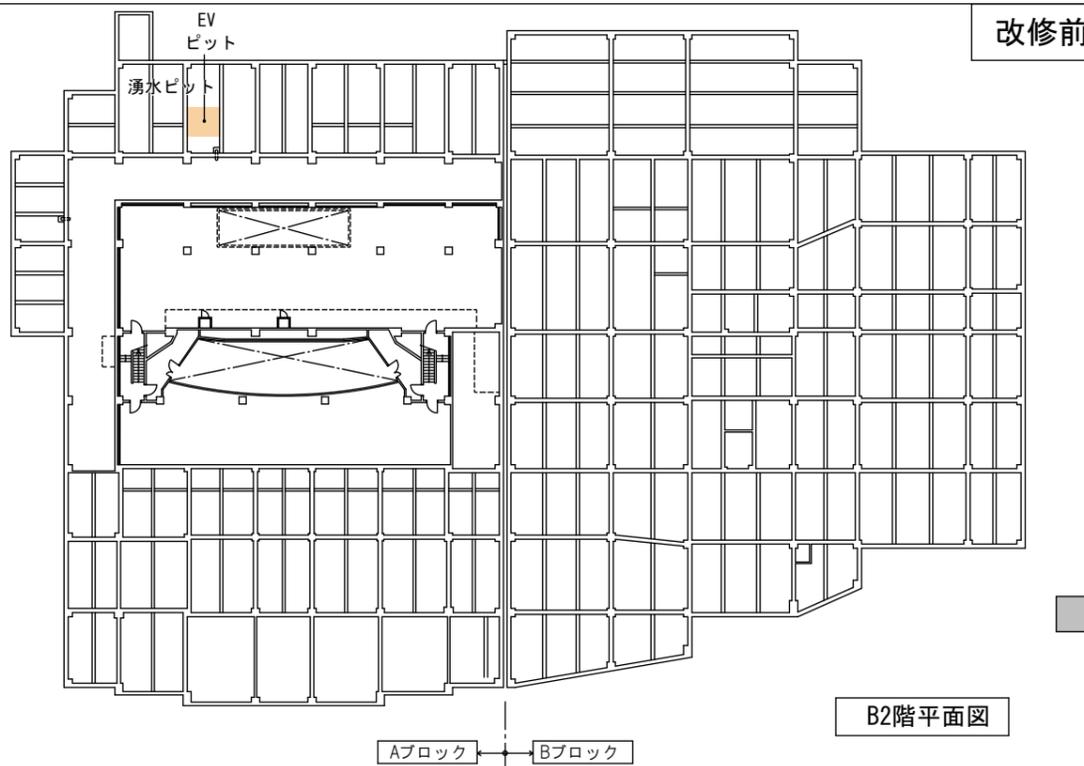
B1階平面図



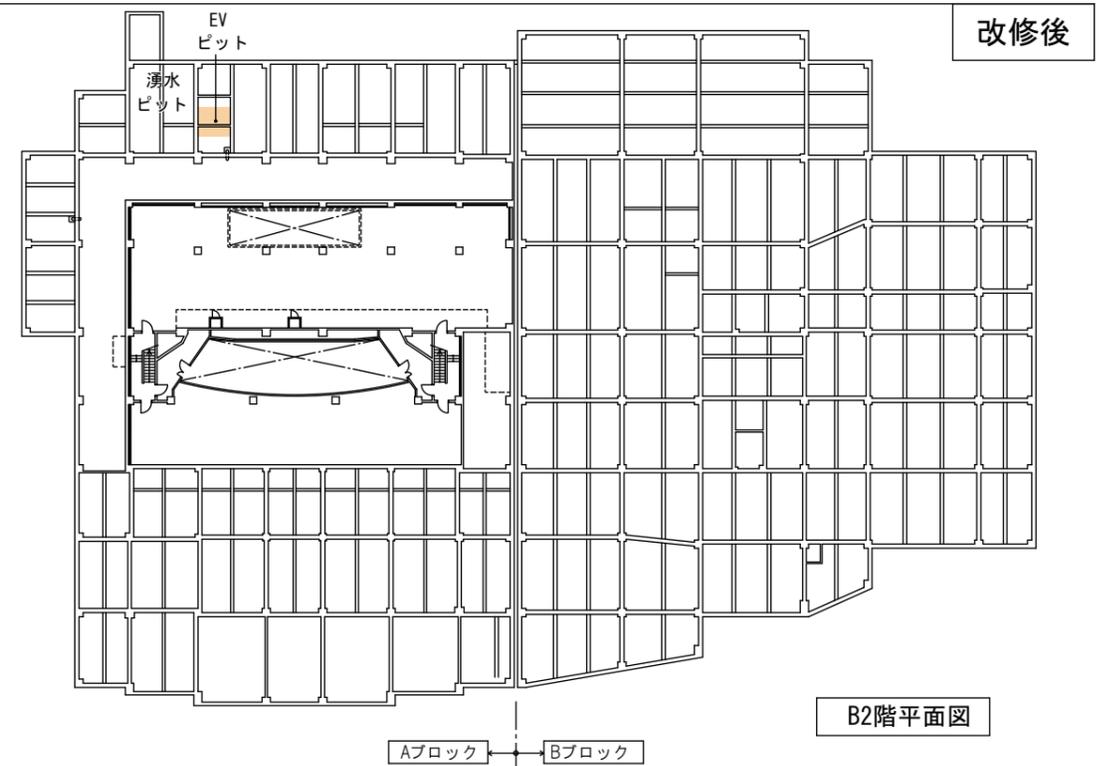
B1階平面図

撤去凡例		
	床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	
	床仕上 撤去範囲	
	壁仕上 撤去範囲	
	天井仕上 撤去範囲	
	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	
	車椅子駐車場 白線引き 改修	
	外構 撤去範囲	
	止水板 設置	
	改修範囲外	
	手摺、点字ブロック 改修	
	EV改修	

新設凡例		
	床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	
	床仕上 新設範囲	
	壁仕上 新設範囲	
	天井仕上 新設範囲	
	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	
	車椅子駐車場 白線引き 新設	
	外構 新設範囲	
	止水板 設置	
	改修範囲外	
	手摺、点字ブロック 新設	
	EV改修 新設	



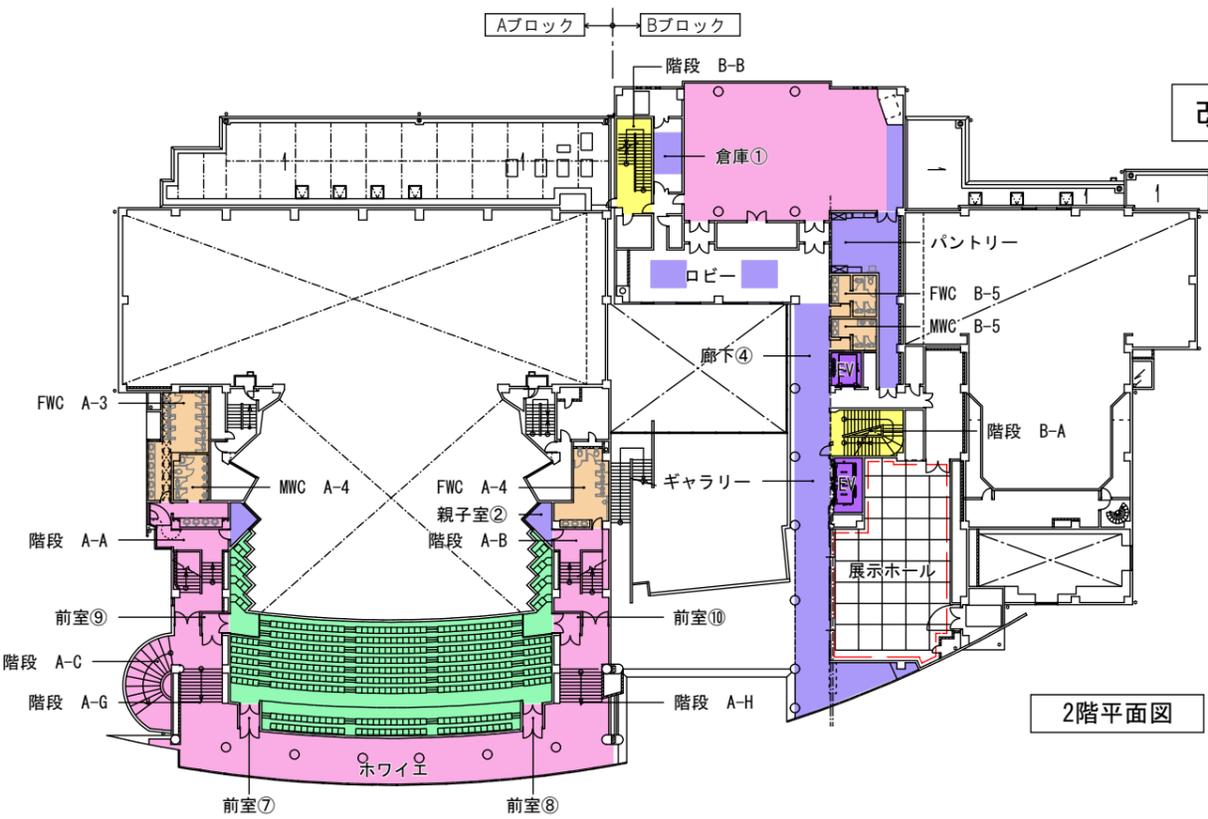
B2階平面図



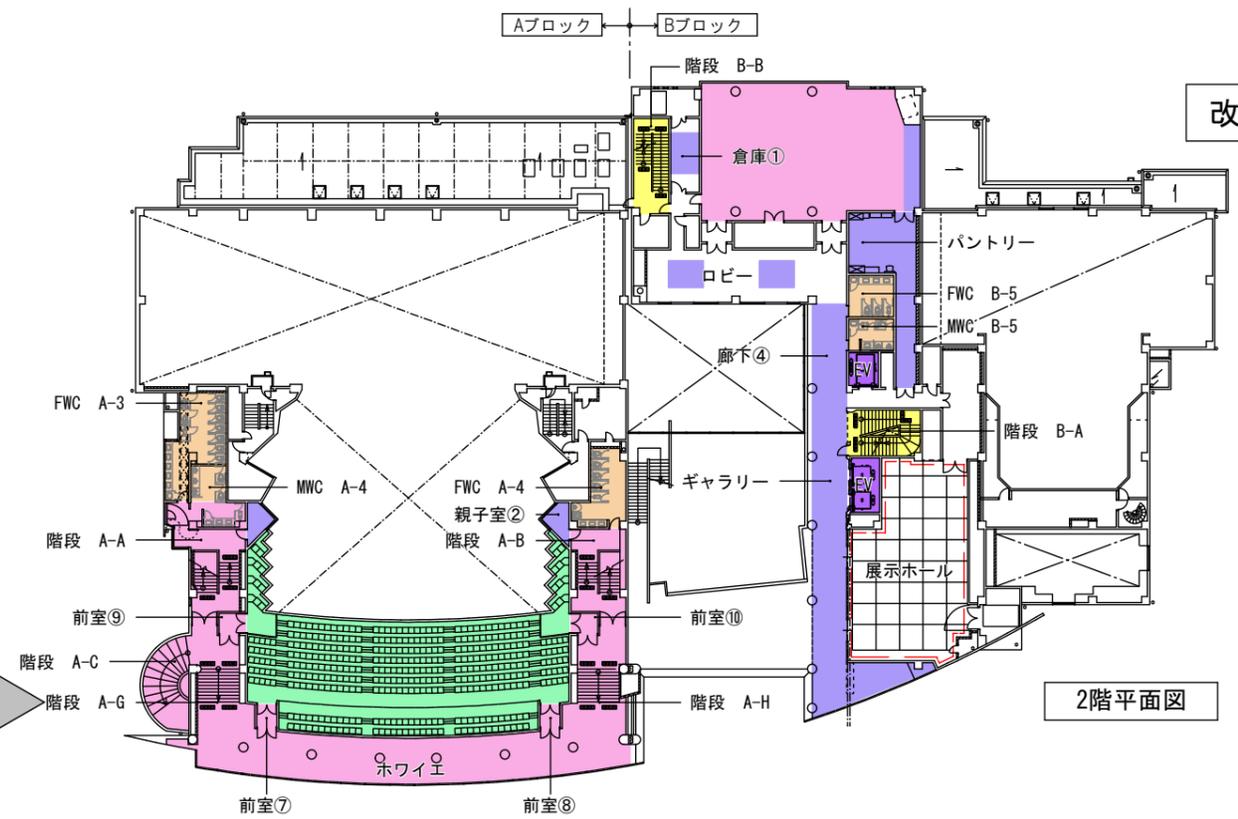
B2階平面図

撤去凡例		
	床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	
	床仕上 撤去範囲	
	壁仕上 撤去範囲	
	天井仕上 撤去範囲	
	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	
	車椅子駐車場 白線引き 改修	
	外構 撤去範囲	
	止水板 設置	
	改修範囲外	
	手摺、点字ブロック 改修	
	EV改修	

新設凡例		
	床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	
	床仕上 新設範囲	
	壁仕上 新設範囲	
	天井仕上 新設範囲	
	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	
	車椅子駐車場 白線引き 新設	
	外構 新設範囲	
	止水板 設置	
	改修範囲外	
	手摺、点字ブロック 新設	
	EV改修 新設	



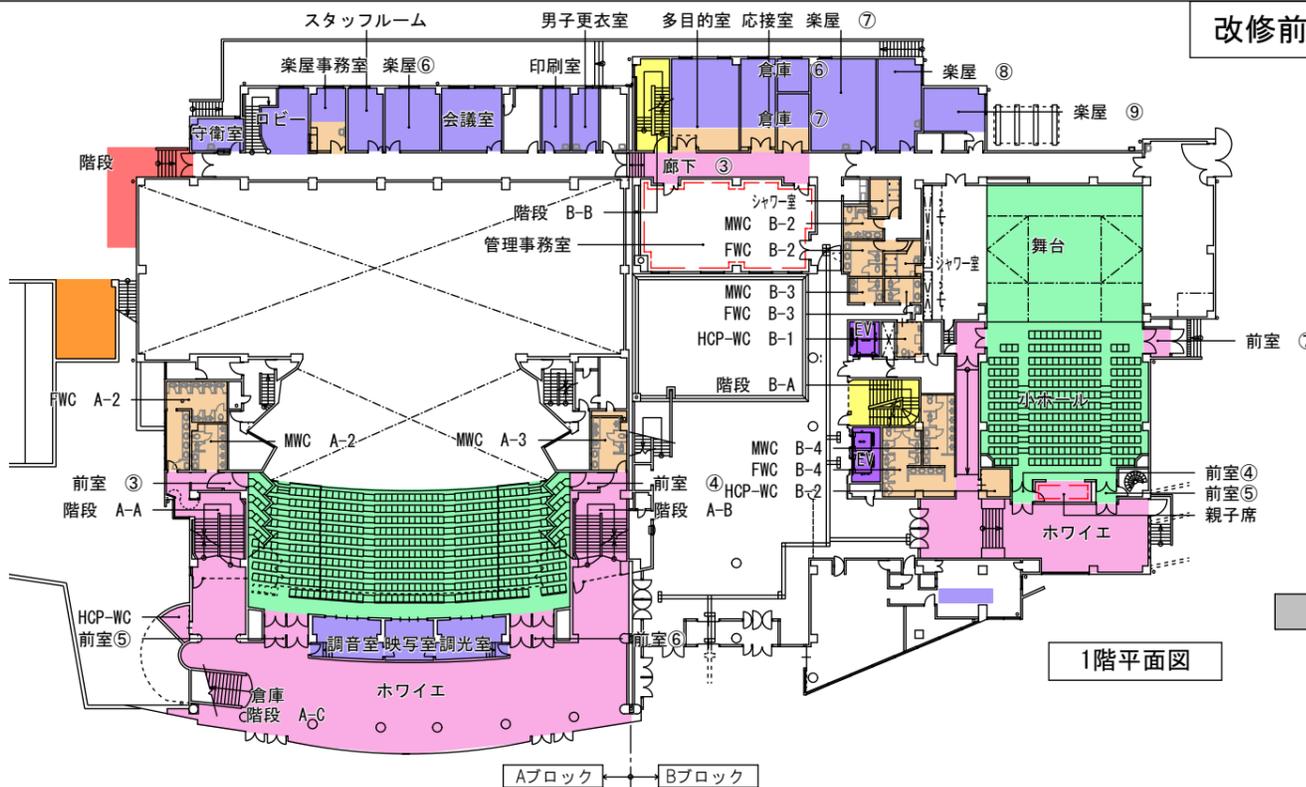
2階平面図



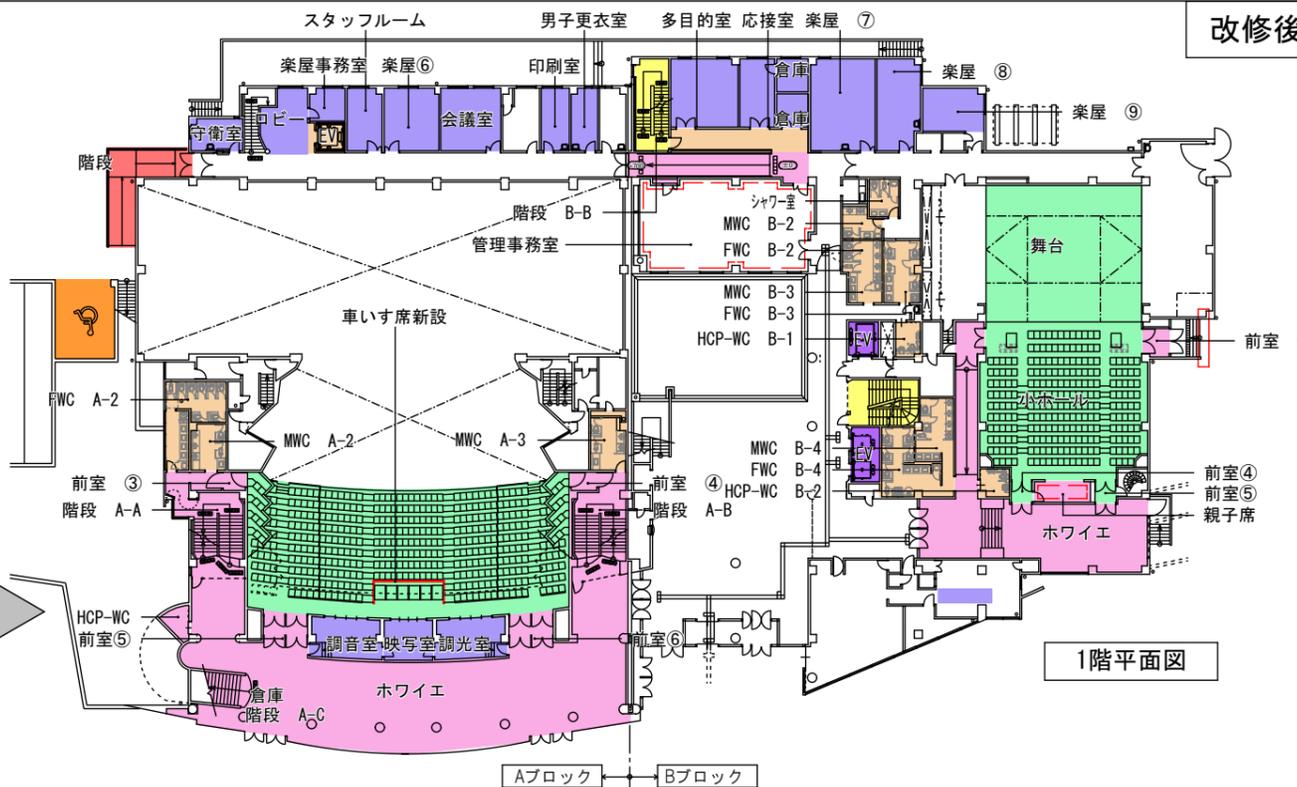
2階平面図

撤去凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	改修範囲外
床仕上 撤去範囲	車椅子駐車場 白線引き 改修	手摺、点字ブロック 改修
壁仕上 撤去範囲	外構 撤去範囲	EV改修
天井仕上 撤去範囲	止水板 設置	

新設凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	改修範囲外
床仕上 新設範囲	車椅子駐車場 白線引き 新設	手摺、点字ブロック 新設
壁仕上 新設範囲	外構 新設範囲	EV改修 新設
天井仕上 新設範囲	止水板 設置	



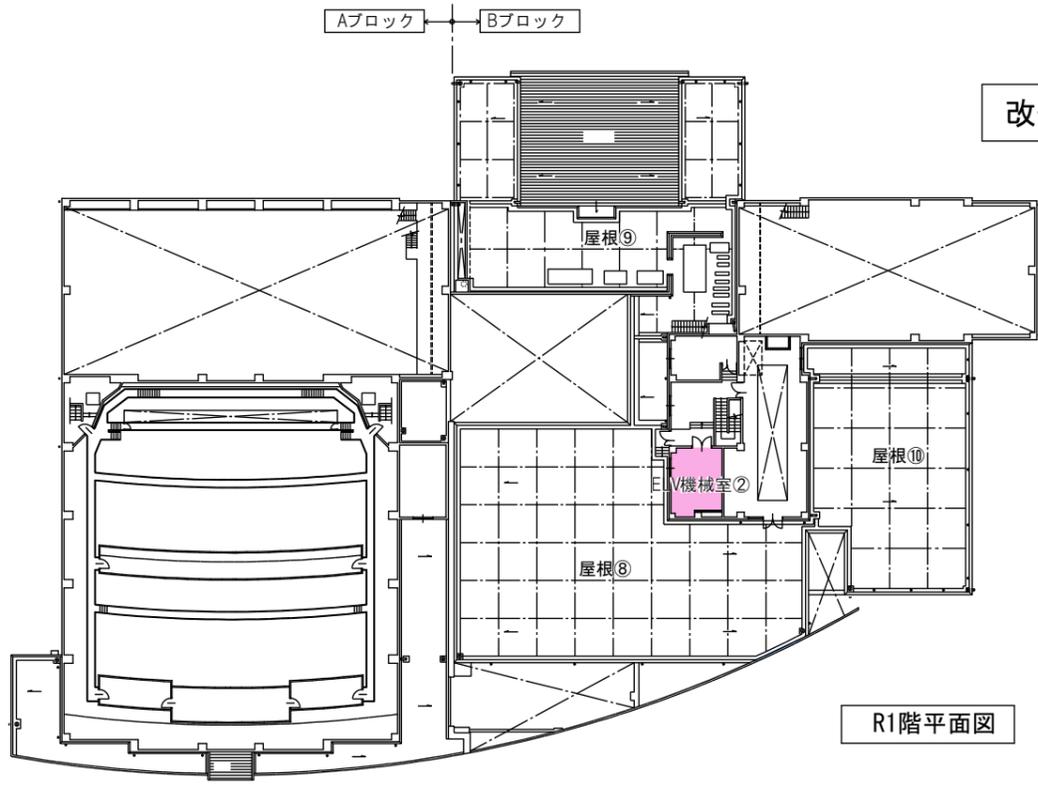
1階平面図



1階平面図

撤去凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	改修範囲外
床仕上 撤去範囲	車椅子駐車場 白線引き 改修	手摺、点字ブロック 改修
壁仕上 撤去範囲	外構 撤去範囲	EV改修
天井仕上 撤去範囲	止水板 設置	

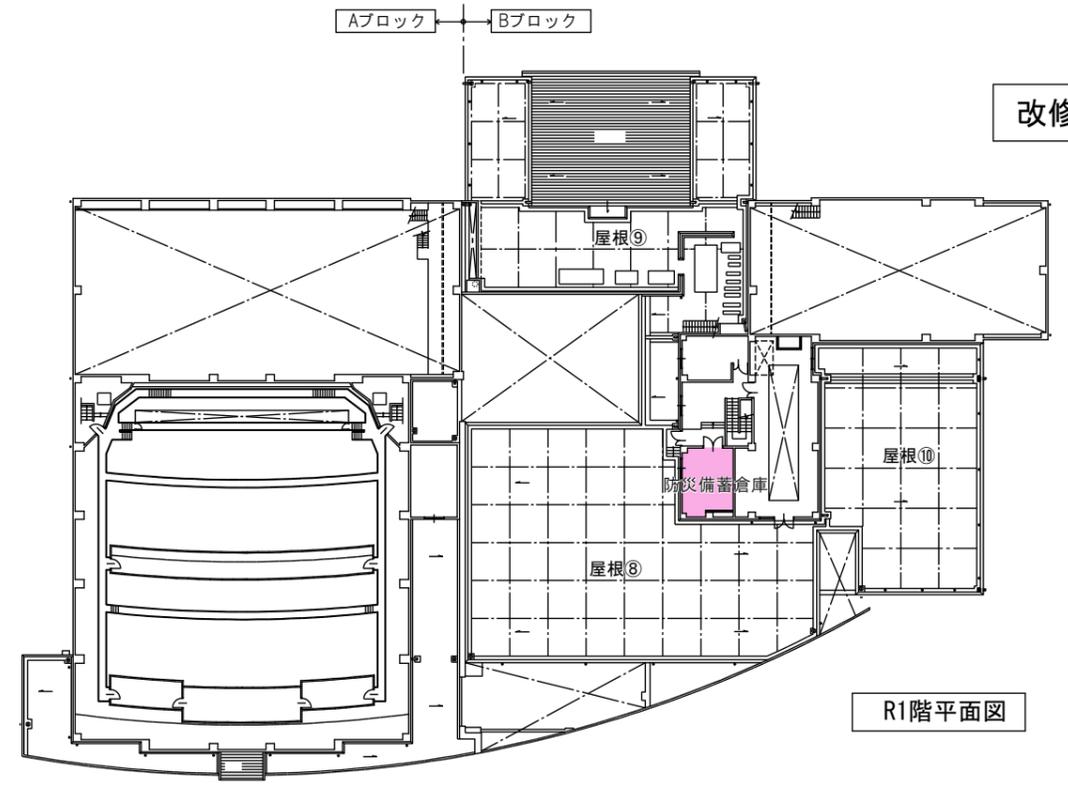
新設凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	改修範囲外
床仕上 新設範囲	車椅子駐車場 白線引き 新設	手摺、点字ブロック 新設
壁仕上 新設範囲	外構 新設範囲	EV改修 新設
天井仕上 新設範囲	止水板 設置	



改修前

R1階平面図

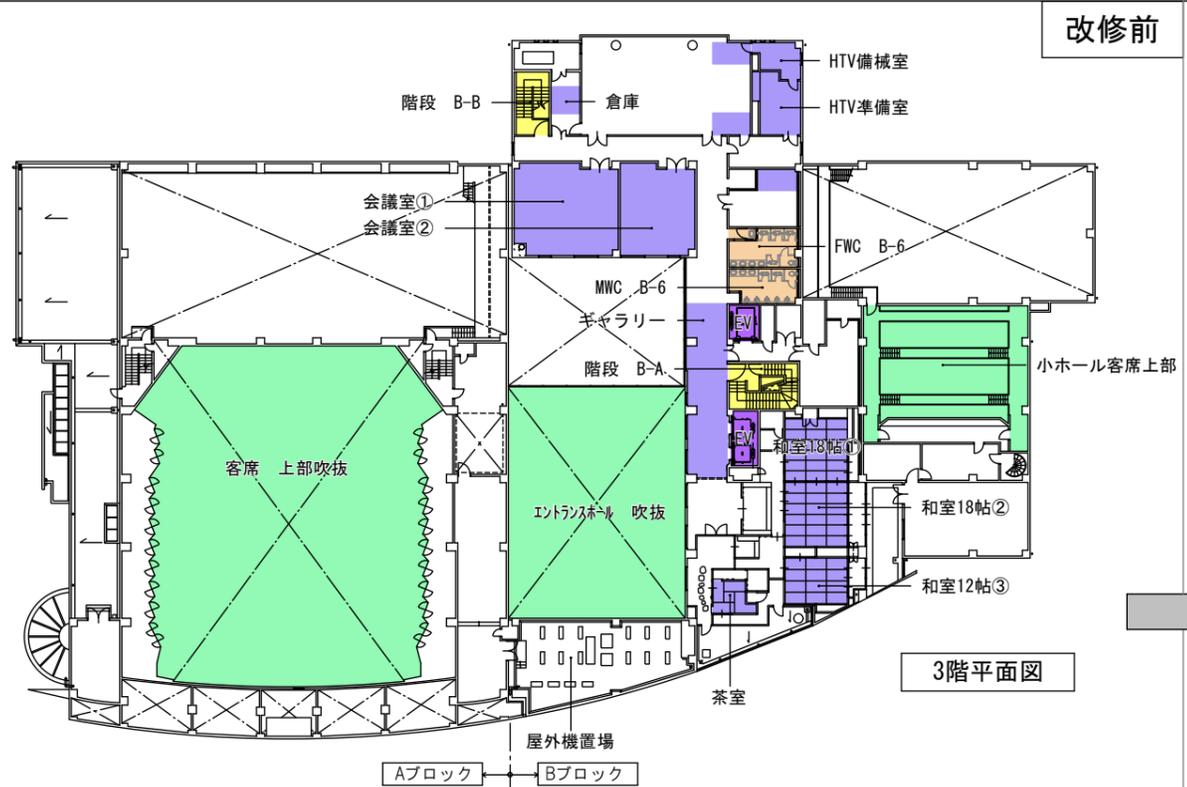
撤去凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	改修範囲外
床仕上 撤去範囲	車椅子駐車場 白線引き 改修	手摺、点字ブロック 改修
壁仕上 撤去範囲	外構 撤去範囲	EV改修
天井仕上 撤去範囲	止水板 設置	



改修後

R1階平面図

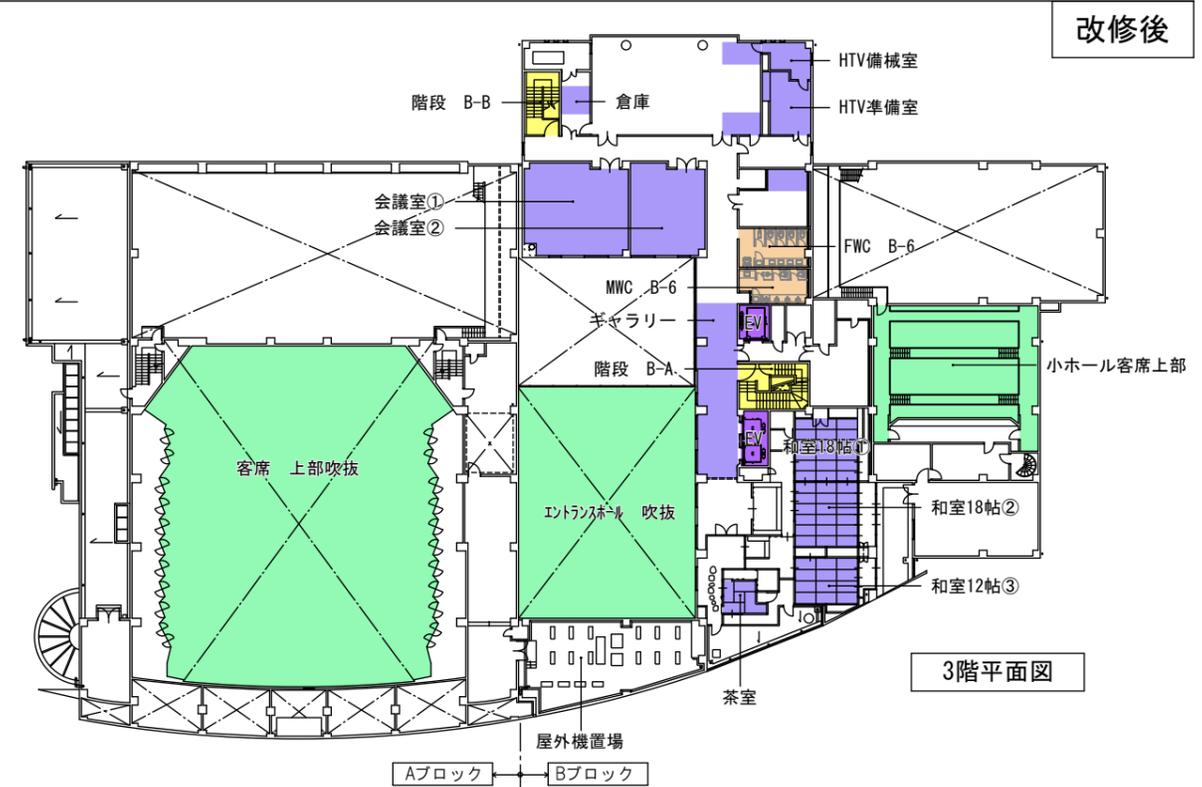
新設凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	改修範囲外
床仕上 新設範囲	車椅子駐車場 白線引き 新設	手摺、点字ブロック 新設
壁仕上 新設範囲	外構 新設範囲	EV改修 新設
天井仕上 新設範囲	止水板 設置	



改修前

3階平面図

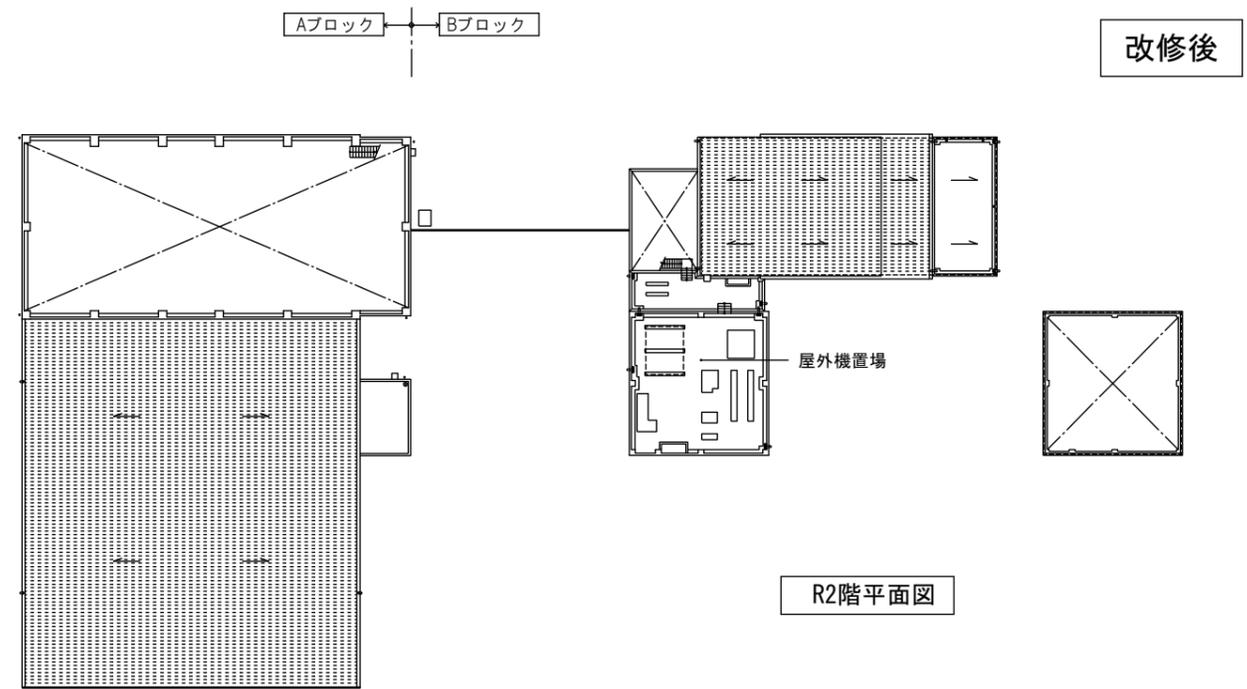
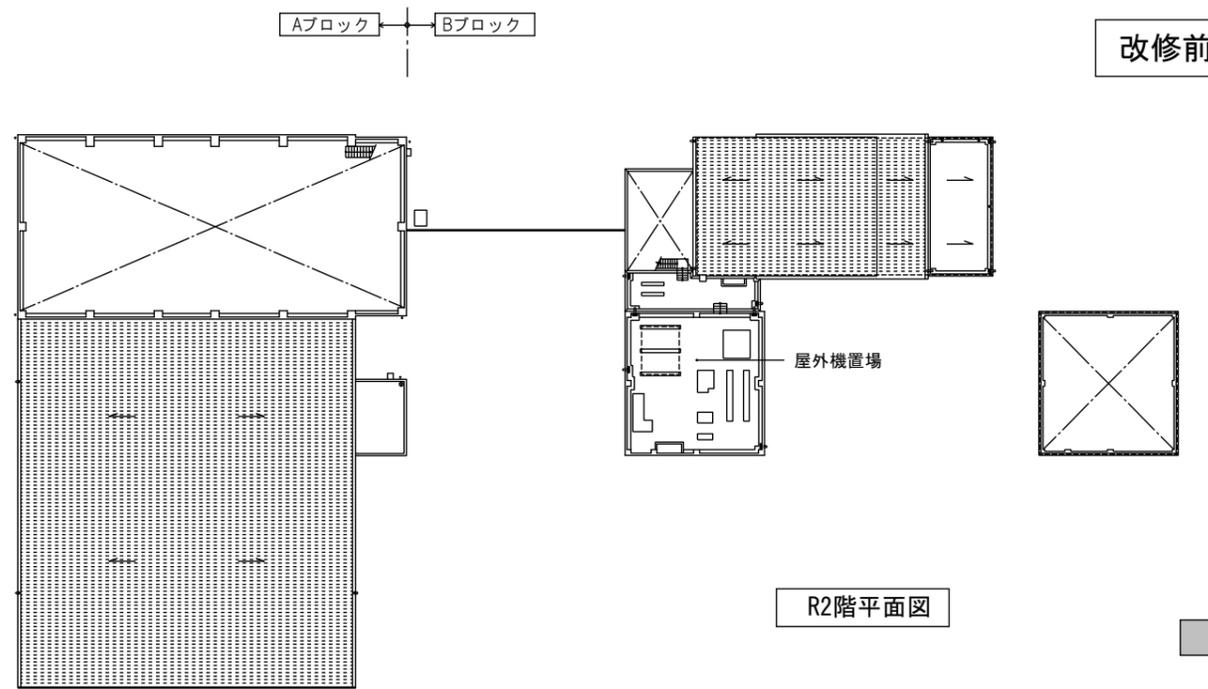
撤去凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	改修範囲外
床仕上 撤去範囲	車椅子駐車場 白線引き 改修	手摺、点字ブロック 改修
壁仕上 撤去範囲	外構 撤去範囲	EV改修
天井仕上 撤去範囲	止水板 設置	



改修後

3階平面図

新設凡例		
床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	改修範囲外
床仕上 新設範囲	車椅子駐車場 白線引き 新設	手摺、点字ブロック 新設
壁仕上 新設範囲	外構 新設範囲	EV改修 新設
天井仕上 新設範囲	止水板 設置	



床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 撤去範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 撤去範囲	改修範囲外
床仕上 撤去範囲	車椅子駐車場 白線引き 改修	手摺、点字ブロック 改修
壁仕上 撤去範囲	外構 撤去範囲	EV改修
天井仕上 撤去範囲	止水板 設置	

床・壁仕上及び天井仕上(下地共) 新設範囲	床仕上(客席共)及び天井仕上(下地(耐震化)) 新設範囲	改修範囲外
床仕上 新設範囲	車椅子駐車場 白線引き 新設	手摺、点字ブロック 新設
壁仕上 新設範囲	外構 新設範囲	EV改修 新設
天井仕上 新設範囲	止水板 設置	

2-2. 各室計画

■大ホール座席計画

座席の計画については、「大阪府建築基準法施行条例」「劇場等に関する技術基準」「バリアフリー法」「守口市門真市火災予防条例」を遵守し、適正な座席幅・前後間隔・通路幅を確保する計画とする。

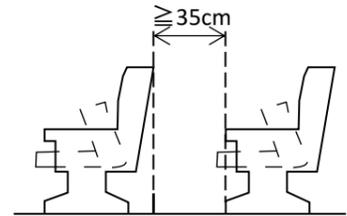
既存の一般座席は、前後間隔・通路幅とも、法・条例の規定を満たしているため、座席改修は、座席幅・前後間隔・通路幅の変更はせず更新する。

車椅子席は、座席数、スペースとも、現在の条例の基準を満たしていないため、今回の改修で、現行の条例規定に適合した車椅子席を計画する。既存座席を撤去し、十分なスペースを確保し、かつ鑑賞しやすい位置に車椅子席を設置することで、車椅子を使用する方の文化芸術鑑賞の推進を図る。

<大阪府建築基準法施行条例基準>

【一般座席基準】

- ・椅子の前後間隔、水平投影距離35cm以上



座る部分が自動的に跳ね上がるタイプ
劇場等に関する技術基準より

【車椅子席基準】

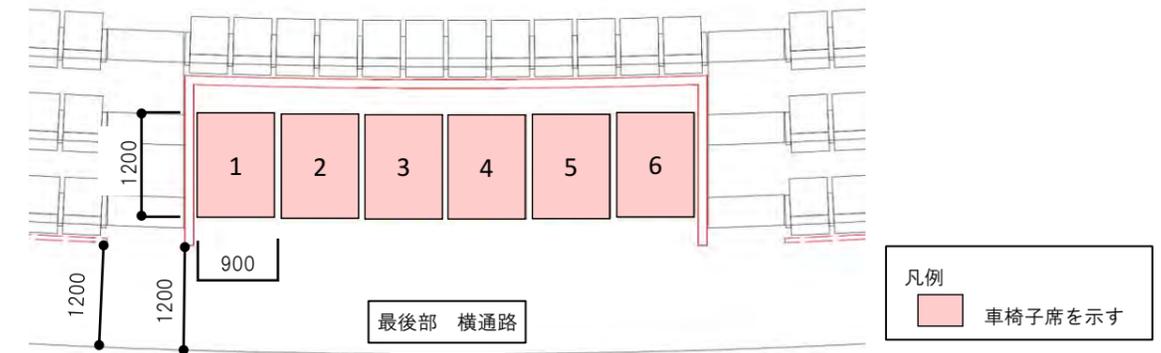
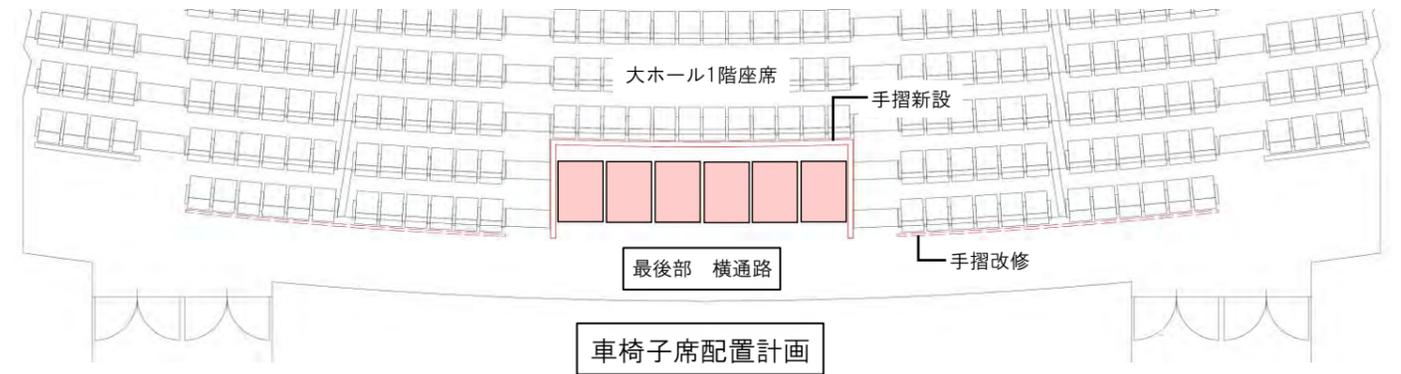
- ・車椅子席 6席
- ・幅900mm×奥行き1200mm

大阪府建築基準法施行条例 第19条の2 (車椅子席の数)	
客席の種別	車椅子利用者が使用することができる部分の数
客席の数が400を超えるもの	2に400を超える数200ごとに1加えた数
大ホールの既存客席数 1128	$2 + (1128 - 400) / 200 = 5.64$
必要車椅子席	6

現況の車椅子席は1台につき幅700mm×奥行き1000mm程度だが、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」により望ましいとされている1台につき幅900mm×奥行き1200mmのスペースを十分に確保した計画とする。

既存の座席を24席撤去し、最後部通路と床がフラットな車椅子席を新設する。そのスペースの前面と側面に手摺を設置する。1台900mm×1200mmの車椅子席を6台分確保することができる。

また最後部の通路は「大阪府建築基準法施行条例」により、幅を1200mm確保する必要があるため、確保するように改修する。



改修前後の客席数		
改修前	撤去する座席数	改修後
1128	24	1104

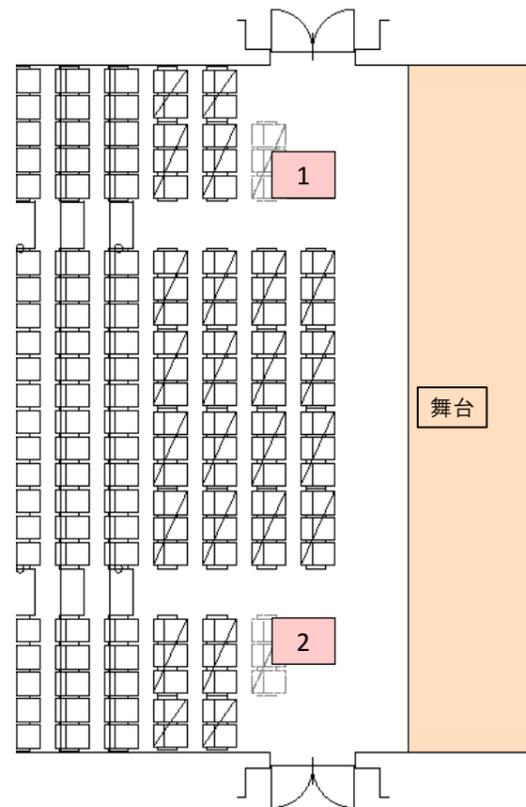
※実施設計の内容により撤去する座席数が増減する場合があります。

■小ホール座席計画

・小ホール車椅子席について

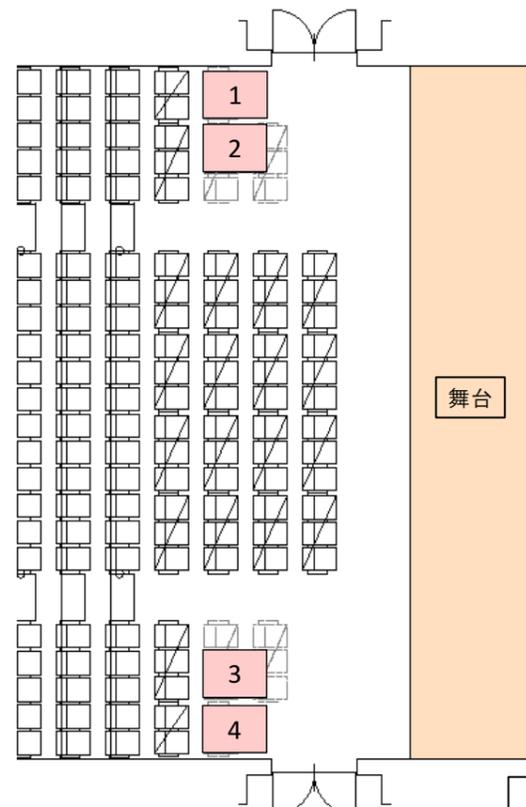
「大阪府建築基準法施行条例」より、小ホールの車椅子席は2席設けるものとする。現況の車椅子席は1台につき幅700mm×奥行き1000mm程度だが、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」により望ましいとされている1台につき幅900mm×奥行き1200mmのスペースを確保する。常設車椅子席は2席だが、前4列は移動席のため、車椅子利用者の人数に合わせて柔軟に席数を調整することが可能である。

大阪府建築基準法施行条例 第19条の2（車椅子席の数）	
客席の種別	車椅子利用者が使用することができる部分の数
客席の数が100を超え400以下のもの	2
小ホールの既存客席数	248
必要車椅子席	2



車椅子席配置パターン1

①車椅子席配置パターン1
常設の車椅子席として、大阪府建築基準法施行条例第19条の2で必要とされる2席を設置する。



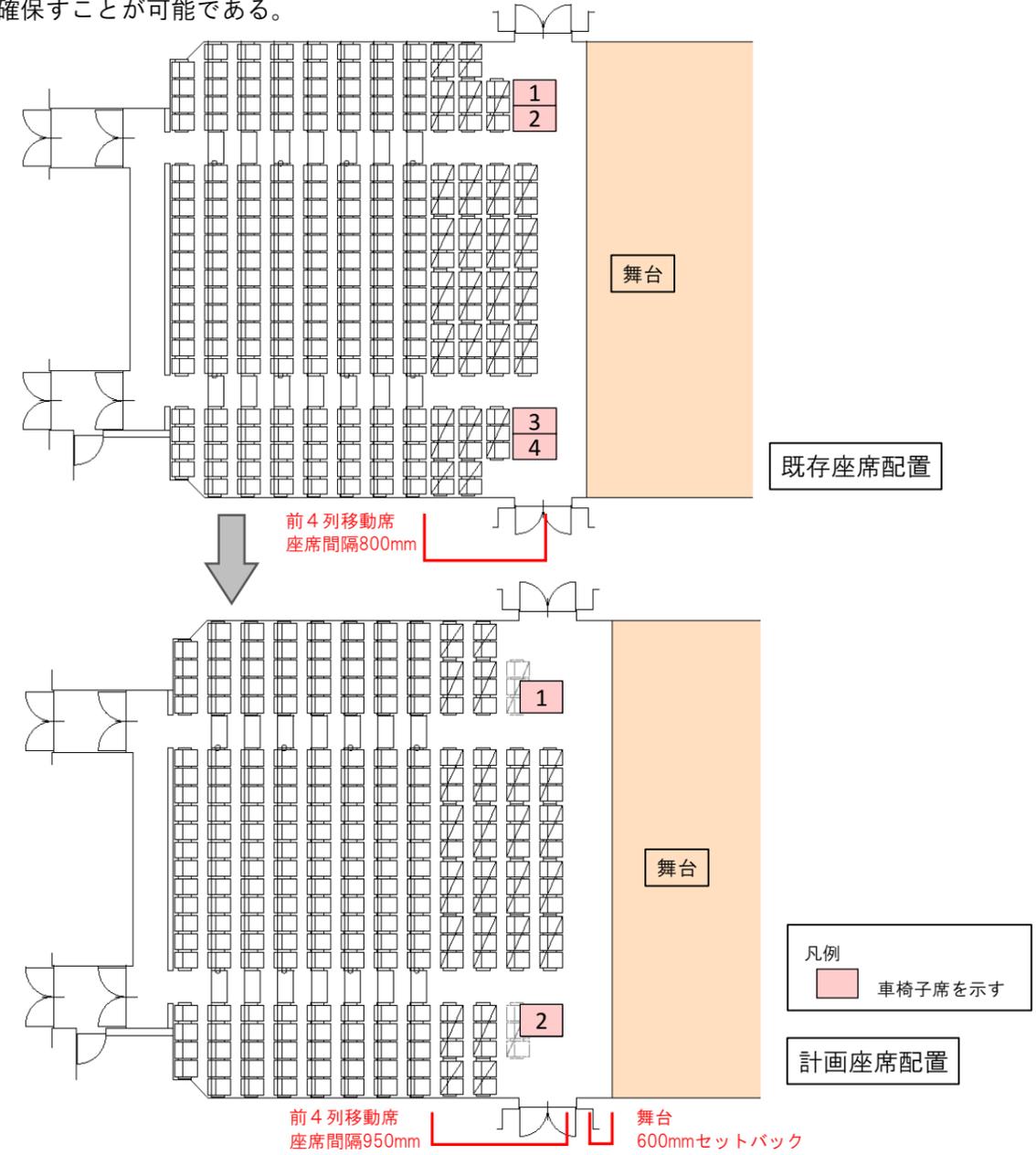
車椅子席配置パターン2

②車椅子席配置パターン2
2席以上の車椅子席が必要な場合は、前列の移動席を調整することで、車椅子席のスペースを設けることができる。

凡例
車椅子席を示す

既存の前4列の移動座席は、前後間隔が800mmと狭くなっているため、座席改修後は十分な間隔として950mm確保する計画とする。前後間隔を広げることにより、既存の両端3席ずつが出入口前にかかる。現状の避難経路を確保するため、この6席は撤去とする。

既存は座席から舞台の距離が近かったため、最前列の席は舞台を見上げる状態になっていた。舞台を600mmセットバックさせることで、見上げる角度の緩和を図る計画とした。また、前4列座席の前後間隔を950mm確保しても、最前部の通路幅を十分確保することが可能である。



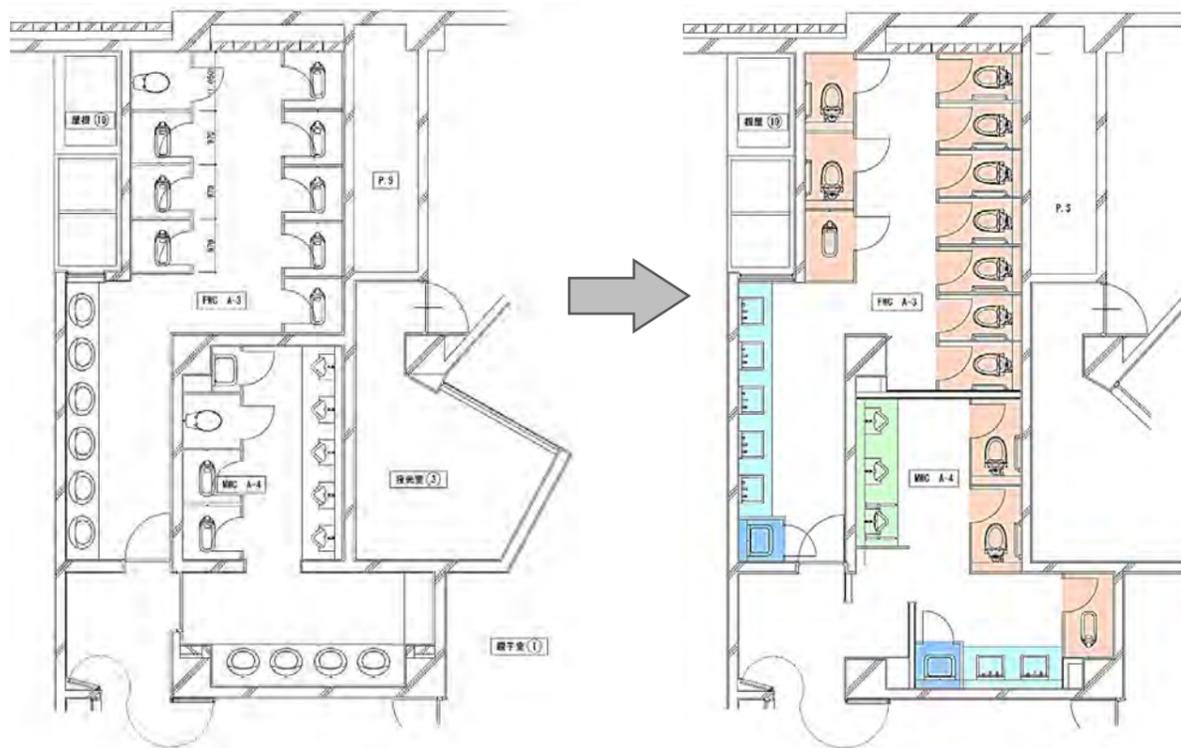
改修前後の客席数		
改修前	撤去する座席数	改修後
248	6	242

※実施設計の内容により撤去する座席数が増減する場合があります。

■トイレ計画

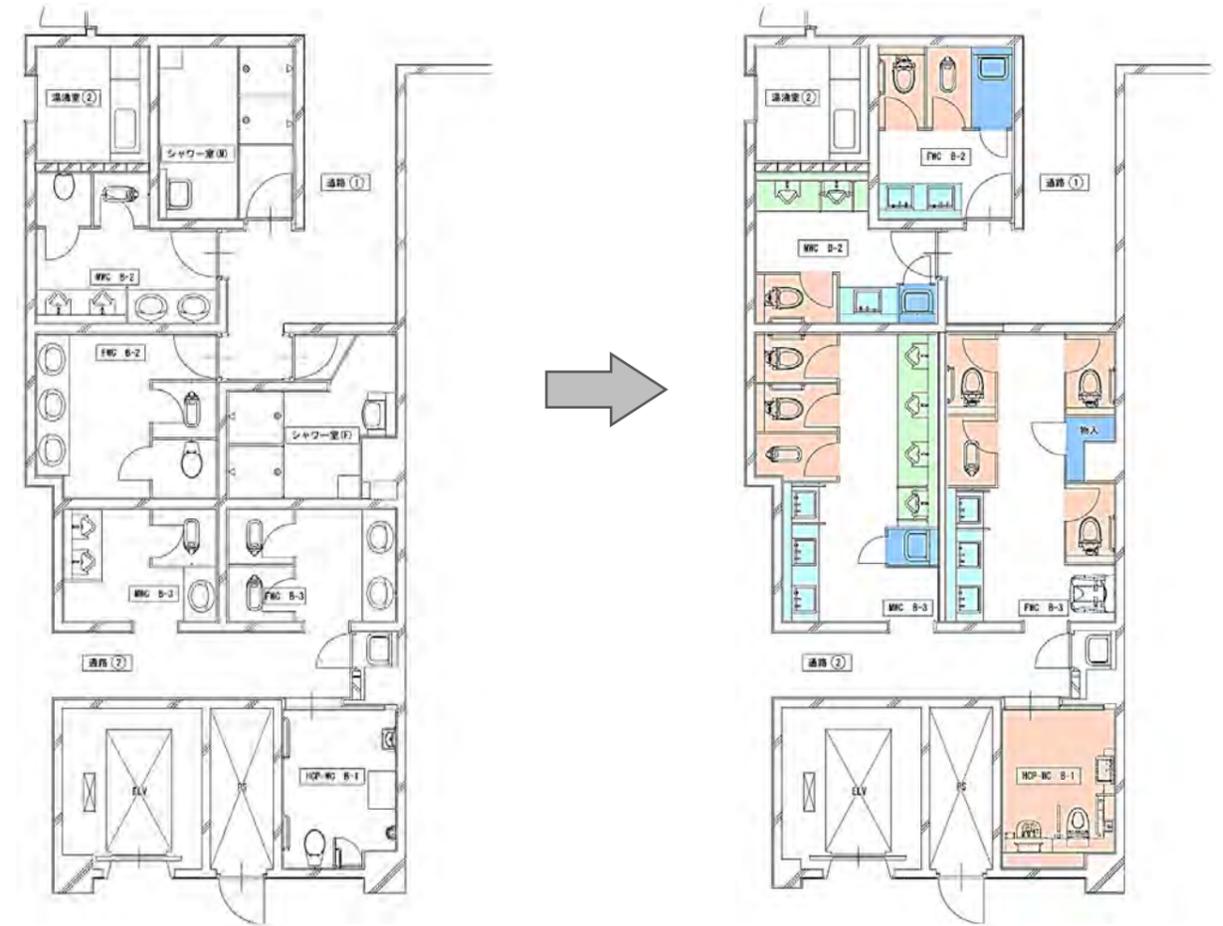
- ・大便器の洋式化
既存の便器の大半が和式便器のため、洋式便器に改修し利便性の改善を図り、清潔感のあるトイレへと改修する。
また、全てのトイレを湿式から乾式へと改修する。
- ・ブースの広さ
既存は和式便器であり、ブースの広さも1000mm×1100mmと狭いため、洋式便器へ改修するとともにブースの広さを900mm×1500mm確保した。トイレの広さにより900mm×1500mm確保できない場合も、最低寸法850mm×1450mm以上確保した。
ブースの広さを確保しつつ、大便器は既存と同数、小便器は4器減とし、便器数の減少を最小限にする計画とした。
- ・バリアフリー化
不足している手摺や点字サインなど、バリアフリー法に適合した対策を行う。
- ・防水の乾式化
既存の防水を残したまま床仕上を改修し、防水の乾式化を図る。

①ホール客用トイレ



※実施設計の内容によりプランが変更になる場合があります。

②エントランストイレ・裏方用トイレ



※実施設計の内容によりプランが変更になる場合があります。



〈トイレのイメージ図〉

■ 1階トイレ改修イメージパース

